

第174回

市町村職員を対象としたセミナー

ひきこもり支援施策について

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 ひきこもり支援の歴史と定義・推計数
- 2 ひきこもり支援施策の現在地
- 3 生活困窮者自立支援制度の取組
- 4 地域共生社会への取組

【参考資料 1】

市町村におけるひきこもり支援の取組例

【参考資料 2】

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援のヒント

ひきこもり支援の歴史・定義と推計数



ひきこもり支援の歴史

| 時期 | 主な取組や出来事など |
|--------------|---|
| 1970年代 以前 | 1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立 「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加 1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立 |
| 1980年代 | 1985年(S60) 東京シューレ（日本初のフリースクール）開設 |
| 1990年代 | 1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的問題行動の一つとして「ひきこもり」が掲載」 1991年(H3) 「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド） 1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（齋藤環著）発刊 →以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に 1999年(H12) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足 |
| 2000年代 | 2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定 2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表 内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」 2004年(H16) ニートが流行語大賞にノミネート 2005年(H17) 「若者自立塾創出推進事業」→2009年(H21)事業仕分けにて廃止 2006年(H18) 「地域若者サポートステーション設置」 2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始 |
| 2010年代 以降 | 2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行 内閣府「若者の意識に関する調査（実態調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳） 厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表 2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行 2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳） 2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正→基本理念規定の創設、定義規定の見直し 厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始 内閣府 実態調査において、推計61.3万人を発表（40歳～64歳） 2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知） 2021年(R3) 厚労省「重層的支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行） 2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充→ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充 2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計146万人を発表（50人に一人） 孤独・孤立対策推進法成立（2024年（R6）4月施行） |

ひきこもり支援の考え方（定義など）

ガイドラインにおける定義

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）による定義

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

様々な要因の結果として

社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す**現象概念**（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

ひきこもりは現象や状態像であって、その人そのものではない

例えば、〇〇で「ひきこもり状態にある人」、〇〇により「ひきこもり状態」を選んだ人、「ひきこもらざるを得ない状態」など

本人は“生きるため”にひきこもり状態にならざるを得ない
いつか元気になって、自分もできることをしたい、働きたい、活躍したいなど
ひきこもっている間、悩み、考え、苦しんでいる

“生きるため”のエネルギーを貯めている「充電期間」と捉えることが大切

→ 家族や周りの人たち、社会や一般の認識が“ひきこもり問題”“課題”としている



こども・若者の意識と生活に関する調査結果

- 【目的】 こども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体におけるこども・若者育成支援施策や家庭・学校・地域・職域等におけるこども・若者育成支援の改善・充実に資する基礎資料を得ること
- 【調査対象】 ①10歳～39歳（令和4年4月1日現在）の男女 8,555人/20,000人（有効回収率42.8%）
②40歳～69歳（令和4年4月1日現在）の男女 5,214人/10,000人（有効回収率52.1%）
- 【調査期間】 令和4年11月10日～25日 郵送（オンライン回答併用）

（注）本調査における「広義のひきこもり群」の定義

「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、下記の1～4のいずれかであると回答し、かつ、その状態となって6か月以上である回答をした者

- 1 自分の趣味に関する用事のみで外出する
- 2 近所のコンビニなどには出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

- ① 現在、就業者である旨の回答をしている者等
- ② 身体的な病気等を現在の外出状況の理由としている者
- ③ 専業主婦・主夫・家事手伝いであると回答している者や出産・育児を現在の外出状況の理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外のひと「よく会話し」「ときどき会話し」と回答している者

有効回答数に占める「広義のひきこもり群」の割合

| | 該当者数 | 有効回収数に占める割合 |
|-----------------------|---------------|------------------|
| 15歳～39歳 | 144人 | 2.05% |
| 40歳～64歳 (40～69歳全体) | 86人 (155人) | 2.02% (2.97%) |

（参考）過去調査における広義のひきこもり群の割合
平成27年度若者の生活に関する調査15～39歳：1.57%
平成30年度生活状況に関する調査 40～64歳：1.45%

「広義のひきこもり群」にある方の男女別割合

| | 男性 | 女性 |
|-----------------------|------------------|------------------|
| 15歳～39歳 | 53.5% | 45.1% |
| 40歳～64歳 (40～69歳全体) | 47.7% (59.4%) | 52.3% (40.6%) |

（参考）過去調査における男女別割合
平成27年度調査（15歳～39歳）：男性63.3% 女性36.7%
平成30年度調査（40歳～64歳）：男性76.6% 女性23.4%

ひきこもり状態になった理由として、「新型コロナウイルスの流行」をあげた方の割合（複数回答）

| 15歳～39歳 | 18.1% |
|-----------------------|------------------|
| 40歳～64歳 (40～69歳全体) | 19.8% (20.6%) |

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

広義のひきこもり群における現在の外出状況になってからの期間

| 15歳～39歳 (n=144) | 割合 | 40歳～69歳 (n=155) | 割合 |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 6か月未満 | — | 6か月未満 | — |
| 6か月～1年未満 | 21.5% | 6か月～1年未満 | 12.9% |
| 1年～2年未満 | 16.7% | 1年～2年未満 | 14.8% |
| 2年～3年未満 | 15.3% | 2年～3年未満 | 21.9% |
| 3年～5年未満 | 17.4% | 3年～5年未満 | 16.1% |
| 5年～7年未満 | 7.6% | 5年～7年未満 | 11.0% |
| 7年～10年未満 | 4.2% | 7年～10年未満 | 7.7% |
| 10年以上 | 17.4% | 10年以上 | 15.5% |

(参考) 過去調査におけるひきこもり状態の期間

平成27年度若者の生活に関する調査
15～39歳では
7年以上が34.7%

平成30年度生活状況に関する調査
40～64歳では
7年以上が46.7%

広義のひきこもり群における外出頻度が低い状態となった最も大きな理由

| 15歳～39歳 | 割合 (単一回答) | 40歳～69歳 | 割合 (単一回答) |
|----------------|--------------|----------------|--------------|
| 退職したこと | 14.9% | 退職したこと | 42.2% |
| 人間関係がうまくいかなかった | 14.0% | 新型コロナの流行 | 17.0% |
| 新型コロナの流行 | 12.3% | 病気 | 14.8% |
| 病気 | 10.5% | 人間関係がうまくいかなかった | 6.7% |
| 中学校時代の不登校 | 9.6% | 介護・看護を担うことになった | 5.2% |
| 妊娠したこと | 7.0% | 就職活動がうまくいかなかった | 1.5% |
| その他 | 9.6% | その他 | 9.6% |

広義のひきこもり群の方が相談先に求めること

| 15歳～39歳 | 割合 (複数回答) | 40歳～69歳 | 割合 (複数回答) |
|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------|
| 相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある | 36.8% | 無料で相談できる | 27.7% |
| 無料で相談できる | 36.1% | 相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある | 26.5% |
| 相手がカウンセラーなど心理学の専門家である | 31.9% | 相手先が公的な支援機関である | 23.2% |
| 匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる | 29.9% | 相手が同世代である | 20.6% |
| SNSやメールなどで相談できる | 27.1% | 相手がカウンセラーなど心理学の専門家である | 20.0% |

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

2

ひきこもり支援施策の現在地

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和5年度：245市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和5年度：32市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和5年度：93市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和5年度：120市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

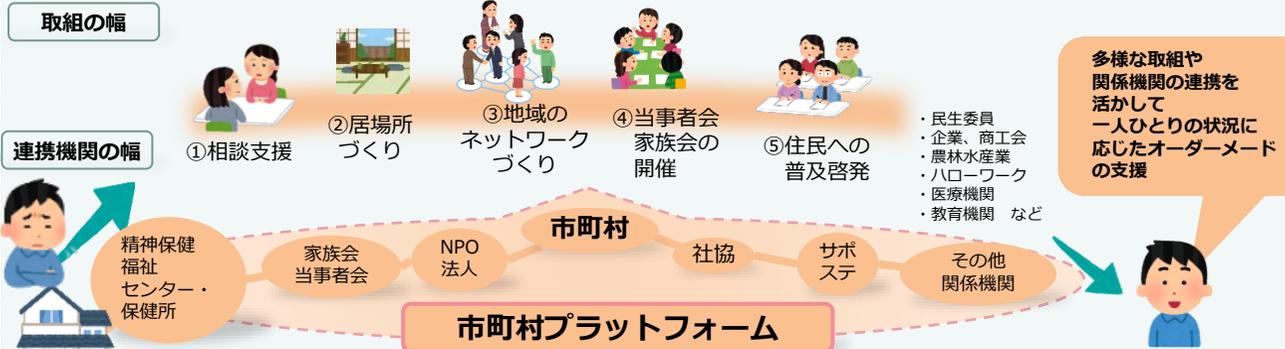


ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,487/1,741自治体
（85.4%）

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,319/1,741自治体
（75.8%）

※令和5年度末時点速報値

後方支援 立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

関係機関の職員養成研修

市町村等への後方支援

多職種専門チームの設置等

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の気運醸成

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

国

厚生労働省

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

事業イメージ

実施主体：都道府県・市町村
補助率：1/2

【都道府県域】

①ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催
- ⑥関係機関の職員養成研修
- ⑦管内市町村等への後方支援等を総合的に実施



都道府県による市町村の 立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施
(国:1/2、都道府県1/2~1/4、市町村0~1/4)

都道府県による市町村 の取組のバックアップ

②ひきこもり地域支援 センターのサテライト設置

都道府県と市町村が連携して、支援体制の弱い地域へ、センターのサテライトを有期で設置



⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施



④ひきこもり支援ステーション事業

支援の核となる
①相談支援
②居場所づくり
③ネットワークづくりを一体的に実施



③ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催等を総合的に実施

(A市)

原則2年後に市町村域の事業に移行

(B市)

(C市)

市町村域での取組を推進

段階的に事業を充実

【市町村域】

【◎は必須事業 ○は任意事業】

実施主体・事業別の取組一覧

| 実施主体 | 支援の カテゴリ 事業名 | 当事者・家族支援 | | | | 住民への普及啓発 ・民間団体との連携 | | | 現状 把握 | 自治体 支援 | | 支援者 育成 | 自治体支援 | |
|--------------------|----------------------|-----------|-----------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|---------------------|-------------------|----------|-----------------|-----------------|-----------|------------------------------|------------------------------|
| | | ① 相談支援 | ② 居場所 づくり | ③ 連絡協議 会・ネット ワーク | ④ 当事者 会・家族 会の開催 | ⑤ 住民向け 講演会・ 研修会の 開催 | ⑥ サポーター 派遣・養成 | ⑦ 民間団体 との連携 | | ⑧ 実態把握 調査 | ⑨ 専門職 の配置 | | ⑩ 多職種 専門 チーム の設置 | ⑪ 関係機 関の職 員養成 研修 |
| ① 都道府県 指定都市 | センター | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ ※3人 まで | ○ | ◎ | ◎ | ○ |
| ② | サテライト ※都道府県 のみ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ 中核市 一般 市町村 | センター | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ ※3人 まで | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ | ステーション | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ※1人 まで | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ | サポート事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

◎は必須事業
○は任意事業

ひきこもり地域支援センター

ひきこもり地域支援センター等設置運営事業（平成21年度～）



ひきこもり地域支援センター

【実施主体】都道府県、指定都市・市町村（NPO等への事業委託可能）
＜実施状況＞全ての都道府県・指定都市に設置 67自治体79か所
令和4年度から市町村に拡大して設置



必須事業

○相談支援事業（窓口周知）

ひきこもり支援コーディネーター（※2名以上配置）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。

※社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等

- 居場所づくり事業
- 連絡協議会・ネットワークづくり事業
- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業

任意事業

- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 多職種専門チームの設置
- 関係機関の職員養成研修事業（都道府県・指定都市は必須）

- 管内市区町村への後方支援事業（都道府県は必須）
- ひきこもり地域支援センターのサテライト設置事業（都道府県のみ）

支援



相談

ひきこもり状態にある本人や家族

民間団体

家族会
NPO法人
民間カウンセラー

教育関係

学校 教育委員会

保健医療関係

医療機関
保健所
保健センター

就労関係

地域若者サポートステーション
ハローワーク
障害者雇用促進関連施設

関係機関との連携・後方支援

福祉、行政関係

福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター
児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター
発達障害者支援センター 自立相談支援機関
子ども・若者総合相談センター 等



国

補助
（補助率：1/2）

全国

普及、啓発

平成21年度から整備を開始
平成30年度に全ての都道府県・指定都市へ設置が完了
令和4年度から市町村での設置を拡大

ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

ひきこもり支援ステーション事業 (R4~)

必須事業

- 相談支援事業 (窓口周知)
ひきこもり支援コーディネーター (1名以上配置) が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。
- 居場所づくり事業
- 連絡協議会・ネットワークづくり事業

任意事業

- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業
- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 専門職の配置

<主な取組例>

A市 人口約 約19万人
相談窓口は一部社福法人へ委託により開設
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定

B町 人口約 約1.5万人
相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等

<国庫補助基準 (R4) > 補助率 1/2
基本額 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：10,000千円
重層的支援体制整備事業を実施している場合：7,500千円
加算額 任意事業に取り組む場合について、その事業に応じた基準額を加算 (1事業500千円~3,000千円)

ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

※サポート事業からステーション事業への移行

ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて任意の事業を選択 (複数可) して実施

- | | | | |
|-----------------|--------------|-------------------|--------------|
| 相談支援事業 | 居場所づくり事業 | 連絡協議会・ネットワークづくり事業 | 当事者会・家族会開催事業 |
| 住民向け講演会・研修会開催事業 | サポーター派遣・養成事業 | 民間団体との連携事業 | 実態把握調査事業 |

<主な取組例>

C市 (中核市) 人口約 37万人
ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催 (委託)
全6回コース×2回 (年)

D市 人口約 9.5万人
民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施
・事前説明会の開催
・作成と結果分析等

<国庫補助基準 (R4) > 補助率 1/2
実施する事業に応じた基準額の合計とする。
○相談支援事業、居場所づくり事業、民間団体との連携事業：各1,000千円
○連絡協議会・ネットワークづくり事業、当事者会・家族会開催事業
住民向け講演会・研修会事業、サポーター派遣・養成事業、実態把握事業：各500千円

令和5年度ひきこもり支援推進事業実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

都道府県
政令市除く

黄色の網掛けは中核市



| ひきこもり地域支援センター32自治体 | | | |
|--------------------|-------------|------------|--|
| 一般市区町村 | 北海道 | 石狩市 幕別町 | |
| | 岩手県 | 北上市 | |
| | 群馬県 | 安中市 | |
| | 東京都 | 千代田区 | |
| | | 文京区 | |
| | | 台東区 | |
| | | 墨田区 | |
| | | 世田谷区 | |
| | | 中野区 | |
| | | 豊島区 | |
| | | 板橋区 | |
| | | 足立区 | |
| | | 江戸川区 | |
| | 武蔵野市 | | |
| | 調布市 | | |
| | 八王子市 | | |
| | 神奈川県 | 鎌倉市 | |
| | 新潟県 | 柏崎市 | |
| 富山県 | 富山市 | | |
| 静岡県 | 掛川市 | | |
| 愛知県 | 西尾市 | | |
| | 東海市 | | |
| | 豊明市 みよし市 | | |
| 三重県 | 伊勢市 | | |
| | 鳥羽市 いなべ市 | | |
| 兵庫県 | 明石市 | | |
| 岡山県 | 総社市 | | |
| 福岡県 | 八女市 | | |



令和5年度 都道府県による
立ち上げ支援事業実施自治体
東京都（18自治体）
三重県（2自治体）
島根県（1自治体）
※上記リストに含まれている

| ステーション事業 93自治体 | | | |
|----------------|------|---------|-------|
| 一般市区町村 | 青森県 | むつ市 | 和歌山市 |
| | 宮城県 | 岩沼市 | 海南市 |
| | 秋田県 | 大館市 | 橋本市 |
| | 山形県 | 米沢市 | 有田市 |
| | | 南陽市 | 御坊市 |
| | | 庄内町 | 田辺市 |
| | 福島県 | 会津若松市 | 新宮市 |
| | | いわき市 | 紀の川市 |
| | | 白河市 | 岩出市 |
| | | 喜多方市 | 紀美野町 |
| | 茨城県 | 水戸市 | かつらぎ町 |
| | 栃木県 | かすみがうら市 | みなべ町 |
| | | 小山市 | 白浜町 |
| | 千葉県 | 習志野市 | 上富田町 |
| | | 浦安市 | すさみ町 |
| | 東京都 | 品川区 | 那智勝浦町 |
| | | 荒川区 | 太地町 |
| | | 国立市 | 古座川町 |
| | | 東大和市 | 北山村 |
| | | 大島町 | 串本町 |
| | | 神奈川県 | 大和市 |
| | 石川県 | 能美市 | 日高町 |
| | | 中能登町 | 由良町 |
| | 福井県 | 越前市 | 印南町 |
| | | 坂井市 | 印南町 |
| | 山梨県 | 甲府市 | 鳥取市 |
| | | 富士川町 | 南部町 |
| | 長野県 | 安曇野市 | 松江市 |
| | 岐阜県 | 恵那市 | 益田市 |
| | 静岡県 | 藤枝市 | 大田市 |
| | 三重県 | 松阪市 | 奥出雲町 |
| | | 伊賀市 | 瀬戸内市 |
| 京都府 | 宇治市 | 三原市 | |
| | 京田辺市 | 尾道市 | |
| 大阪府 | 豊中市 | 府中市 | |
| | 枚方市 | 東広島市 | |
| 兵庫県 | 姫路市 | 海田町 | |
| | 尼崎市 | 宇部市 | |
| | 洲本市 | 山口市 | |
| | 豊岡市 | 萩市 | |
| | 丹波市 | 山陽小野田市 | |
| | 朝来市 | 高知県 | |
| | 淡路市 | 福岡県 | |
| | 宍粟市 | うきは市 | |
| | 太子町 | 長崎県 | |
| | 奈良県 | 奈良市 | |

| サポート事業 120自治体 | | | | | | | |
|---------------|------|------|--------|------|------|------|-----|
| 一般市区町村 | 北海道 | 稚内市 | 新潟県 | 新発田市 | 奈良県 | 橿原市 | |
| | 紋別市 | 加茂市 | | 香芝市 | | | |
| | 岩手県 | 陸別町 | 新潟県 | 十日町市 | 和歌山県 | 有田川町 | |
| | | 洋野町 | | 村上市 | 鳥取県 | 江府町 | |
| | 秋田県 | 鹿角市 | | 佐渡市 | 島根県 | 浜田市 | |
| | | 大仙市 | 魚沼市 | 安来市 | | | |
| | 山形県 | 長井市 | 津南町 | 富山県 | | 江津市 | |
| | | 高畠町 | 射水市 | | 雲南市 | | |
| | 福島県 | 田村市 | 富山県 | 小矢部市 | 邑南町 | | |
| | | 伊達市 | 福井県 | 勝山市 | 津山市 | | |
| | | 西郷村 | 石川県 | 金沢市 | 高梁市 | | |
| | | 矢吹町 | 山梨県 | 山梨市 | 備前市 | | |
| | | 棚倉町 | | 北社市 | 赤磐市 | | |
| | | 矢祭町 | 長野県 | 長野市 | 鏡野町 | | |
| | | 碓町 | | 塩尻市 | 広島県 | 福山市 | |
| | | 茨城県 | 石川町 | 岐阜県 | 飯島町 | 山口県 | 防府市 |
| | | | 取手市 | | 山形村 | | 長門市 |
| | | 神奈川県 | ひたちなか市 | 御代田町 | 徳島県 | 三好市 | |
| 神栖市 | 岐阜県 | | 飛騨市 | 高松市 | | | |
| 栃木県 | 笠間市 | 静岡県 | 焼津市 | 香川県 | 三豊市 | | |
| | 利根町 | 函南町 | 一宮市 | | 多度津町 | | |
| 埼玉県 | 宇都宮市 | 愛知県 | 刈谷市 | 福岡県 | 遠賀町 | | |
| | 真岡市 | | 犬山市 | | 中津市 | | |
| | さくら市 | 三重県 | 稲沢市 | 大分県 | 白山市 | | |
| | 川越市 | | 新城市 | 大府市 | 出水市 | | |
| 千葉県 | 越谷市 | 三重県 | 大府市 | 鹿児島県 | 霧島市 | | |
| | 本庄市 | | 若倉市 | | 和泊町 | | |
| 東京都 | 上尾市 | 三重県 | 多気町 | 沖縄県 | 豊見城市 | | |
| | 入間市 | | 明和町 | | 宮古島市 | | |
| | 久喜市 | 滋賀県 | 度会町 | 京都府 | 日野町 | | |
| | 佐倉市 | 日野町 | 亀岡市 | | | | |
| | 中央区 | 目黒区 | 大田区 | | 長岡京市 | | |
| | 目黒区 | 大田区 | 北区 | | 久御山町 | | |
| | 練馬区 | 葛飾区 | 青梅市 | | 岸和田市 | | |
| | 葛飾区 | 青梅市 | 町田市 | | 泉大津市 | | |
| | 青梅市 | 町田市 | 国分寺市 | | 富田林市 | | |
| | 横須賀市 | 兵庫県 | 横須賀市 | | 西脇市 | | |
| 藤沢市 | 福崎町 | 小田原市 | 宝塚市 | | | | |
| 座間市 | 佐用町 | 座間市 | 養父市 | | | | |



令和4、5年度自治体におけるひきこもり支援に関する実施状況（全体総括表）

令和5年度実績

令和5年3月末日(令和4年度末)時点

<第1弾調査>（窓口明確化、実態把握、市町村PF）

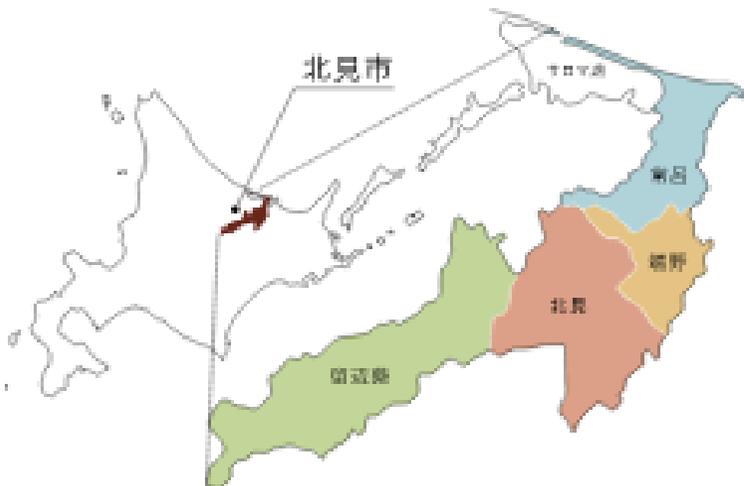
| 項目 | 説明 | 令和5年度 実施自治体数 | ※参考 令和4年度 |
|--------------------|---|--|--|
| ひきこもり相談窓口の明確化と周知 | ひきこもり状態にある方やその家族が相談できる窓口を明確化し、住民への周知に取り組んでいる自治体 | 窓口明確化済み 1,487自治体 /1,741自治体 (85.4%) うち、周知済み 1,320自治体 | 窓口明確化済み 1,430自治体 /1,741自治体 (82.1%) うち、周知済み 1,237自治体 |
| ひきこもり状態にある方の実態等の把握 | 何らかの方法により、ひきこもり状態にある方の実態把握、調査等を実施している自治体。（過去10年間） | 実態把握済み 1,005自治体 /1,788自治体 (56.2%) | 実態把握済み 931自治体 /1,788自治体 (52.1%) |
| 市町村プラットフォーム設置状況 | 令和4年度末時点において、市町村プラットフォームを設置していると回答した自治体 | 設置済み 1,319自治体 /1,741自治体 (75.8%) | 設置済み 1,205自治体 /1,741自治体 (69.2%) |

<第2弾調査>（ひきこもり支援実施状況調べ集計）

| 項目 | 説明 | 令和4年度 実施自治体数 | ※参考 令和3年度 |
|------------------|---|--|---|
| 居場所づくり | 行政による居場所または民間団体による居場所のいずれか一方を設定している自治体数 | 設置あり 708自治体 か所数 2,045か所 その他オンライン居場所設置 37自治体 | 設置あり 681自治体 か所数 1,954か所 その他オンライン居場所設置 29自治体 |
| 連絡協議会、ネットワークづくり | 令和4年度 連絡協議会等を開催した自治体数 | 開催あり 583自治体 | 新規項目 |
| 当事者会・家族会の開催等 | 当事者や家族が集まって経験や悩みを共有し、不安な気持ちを解消できる場の設置等を行う自治体数 | 行政主導で設置している自治体数 当事者会設置 54自治体 家族会設置 130自治体 その他、地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 358自治体 | ※令和3年度までは、都道府県、指定都市への調査 地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 62/67自治体 |
| 住民向け講演会・研修会の開催等 | 地域においてひきこもりに関する理解を深めるための講演会や研修会等を開催する自治体。また、ひきこもりに関する支援情報などの周知広報を実施する自治体数 | 講演会・研修会開催 315自治体 支援情報の周知広報 957自治体 | 新規項目 |
| ひきこもりサポーターの派遣・養成 | ひきこもり支援に関する基本的な知識の習得によるサポーター養成、活動派遣実施自治体数 | サポーター養成自治体数 65自治体 養成者数 1,782人 サポーター活動実績がある自治体 63自治体 活動回数 7,000回 | サポーター養成自治体 48自治体 養成者数 2,730人 サポーター活動実績がある自治体 52自治体 延べ活動回数 6,108回 |
| 民間団体に対する補助等の取組 | 地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組推進に向け、補助を行うための補助要綱等を作成している自治体数 | 補助要綱等を作成済み 47自治体 | 新規項目 |
| 多職種専門チームの設置 | 多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制整備に向けて、医療、法律、心理等の多職種から構成されるチーム設置を進めている自治体数 | 設置済み 33自治体 活動回数 1,443回 | 設置済み 28自治体 活動回数 1,562回 |
| 関係機関の職員養成研修 | ひきこもり支援を担当する職員等を対象として、ひきこもり支援に必要な知識等を習得するための研修会等を実施した自治体数 | 実施済み 78自治体 受講者数 15,974人 ※令和4年度はセンター・ステーション設置自治体 | 実施済み 148自治体 受講者数 17,191人 ※令和3年度は全自治体へ調査 |

ひきこもり支援推進事業 実施例

北海道北見市におけるサポート事業（令和4年度）活用 その後ステーション事業実施（令和6年度）への展開



【北海道北見市】（令和5年12月末時点）
人口 111,740人（男性 53,252人
女性 58,488人）

世帯数 61,727世帯

総面積 1427.41km²

（岐阜県高山市、静岡県浜松市、栃木県日光市に次ぐ全国4位 東京23区の約2.3倍の面積）

○第4期北見市地域福祉計画（R3.3策定）

令和2年3月末人口 115,761人

高齢化率 33.5%

障がい者手帳所持者総数 7.0%（対人口）

令和2年度

北見市が北見市社会福祉協議会に自立相談支援機能強化事業を委託
市内におけるひきこもりに関する相談窓口を自立支援センター※1に明確化
R2.7 医療福祉関係機関84か所にひきこもりに関する実態調査を実施

※1 自立支援センターには、生活困窮者自立相談支援事業、
家計改善支援事業、自立相談支援機能強化事業を委託している

令和3年度

R3.12 民生委員児童委員273名にひきこもりに関する実態調査を実施
北見市生活困窮者自立支援ネットワーク会議において、これまでの調査結果を踏まえ、ひきこもり状態にある人について全市的な状況を把握する必要性を確認

令和4年度

○ひきこもり支援推進事業 サポート事業を活用した全市調査
R5.1 市内18歳以上65歳以下の市民3,000人を対象とした実態調査の実施
自治区別※2・年代別・男女別に無作為に抽出（全市調査）

※2 北見市の自治区制度は地方自治法に基づき条例を制定し自治区を設置しており、自治区には「総合支所」「まちづくり協議会」「自治区長」を置くこととしている。

令和5年度

調査結果から傾向と対応を検討（厚労省ひきこもり支援専門官、北見市、北見市社協）R5.10 全市調査結果公表

【傾向】
広義のひきこもりに該当する割合は市内人口の**7.06%**
ひきこもりに関する相談窓口が全く理解されていないことなどを把握

令和6年度

調査結果を踏まえた取組の推進
①効果的に周知するための相談窓口名称の新設 ②不登校生徒に対する支援に向けた教育委員会等の関係機関と連携強化 ③専門家を交えたひきこもり状態にある人や家族に対する居場所づくりに向けた検討 ④居場所づくりに関する他自治体の取り組みの研究 ⑤フォーラムの開催 など

「ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業」の全体像 (令和6年6月時点)

目的

地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

広報キャラクターの活用

広報アンバサダー高橋みなみさん (元AKB48)
クリエイティブ監修アドバイザーに宮本亜門さんを起用
※ポータルサイトに加え、X (旧Twitter)、facebookなどのSNSを積極的に活用し情報発信を行う。

全国キャラバンの実施

2024年
8月31日(土) 愛知県
9月7日(土) 滋賀県
9月28日(土) 栃木県
10月6日(日) 山形県
10月19日(土) 山口県
11月2日(土) 鹿児島県

地域に暮らすみんなで、誰もが
生きやすい社会・地域作りについて
考えるイベントとして開催

- ◆概要：2024年8月～11月**全国6都市**で
全国キャラバンを実施。
当事者、家族、支援者によるパ
ネルディスカッションや、参加者
とのワークショップを実施
- ◆ターゲット：一般住民



ひきこもりって他人事じゃないかも展 (仮称) 開催

2025年
1月下旬
～
2月上旬
(予定)
渋谷

現代アート、イラストレーション、映像作品など、
様々な手法で、ひきこもり当事者・経験者ととも
に制作された作品を展示。

ひきこもりVOICE STATIONシンポジウム (仮称) 開催

2025年
2月予定
都内

「全国キャラバン」「ひきこもりって他人事じゃないかも展」の集大成となる当事者の思いを乗せた啓発イベント (第1部)・パネルディスカッション (第2部) を開催
◆概要
高橋みなみさんと宮本亜門さん進行のもと、アート作品の紹介を通じて、ひきこもりについての理解を深める。
さらに、全国キャラバンの開催地アンバサダーとともにパネルディスカッション形式による振り返りを実施し、偏見解消に向けた啓発イベントとする。

その他広報の実施

☆朝日新聞デジタルにおけるPR記事の配信

- ◆ヒヤダイン (音楽プロデューサー)
中学高校は進学校で過ごす、そこでスクールカーストを経験。人との間に壁を作るようになってしまった性格を受け入れたうえで、自身が変わったきっかけを聞く。

☆ひきこもりVOICE STATION クリエイティブキャンプ

- ◆ひきこもり経験のある現代芸術家 渡辺篤さんを講師に、ひきこもり当事者・経験者×美術系学生クリエイターで当事者の声を伝えるアート作品制作

☆当事者・家族に向けた企画 (当事者会・家族会)

- ◆当事者や家族の方が、希望したテーマにオンライン等で参加する。

広報の効果を高めるため、一定の期間に集中的実施



令和6年度予算 16億円 (16億円) ※ () 内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を促進する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の促進

ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保（※1）するとともに、市町村の支援環境の整備を促進させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助（※2）する。

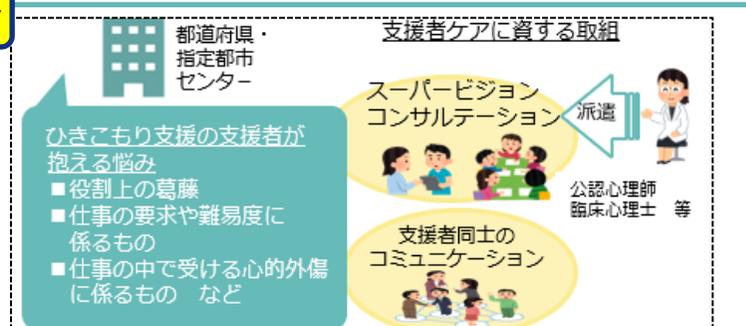
- | | | | |
|----|--|------------------|-----------|
| ※1 | ・実施主体：都道府県・市町村 | ＜令和4年度実績＞ 257自治体 | 補助率：1 / 2 |
| ※2 | ・実施主体：市町村（指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る） | | 補助率：3 / 4 |

② 支援者ケア加算の創設

Slack(スラック)を活用したオンラインコミュニケーション

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算（2,000千円）を行う。

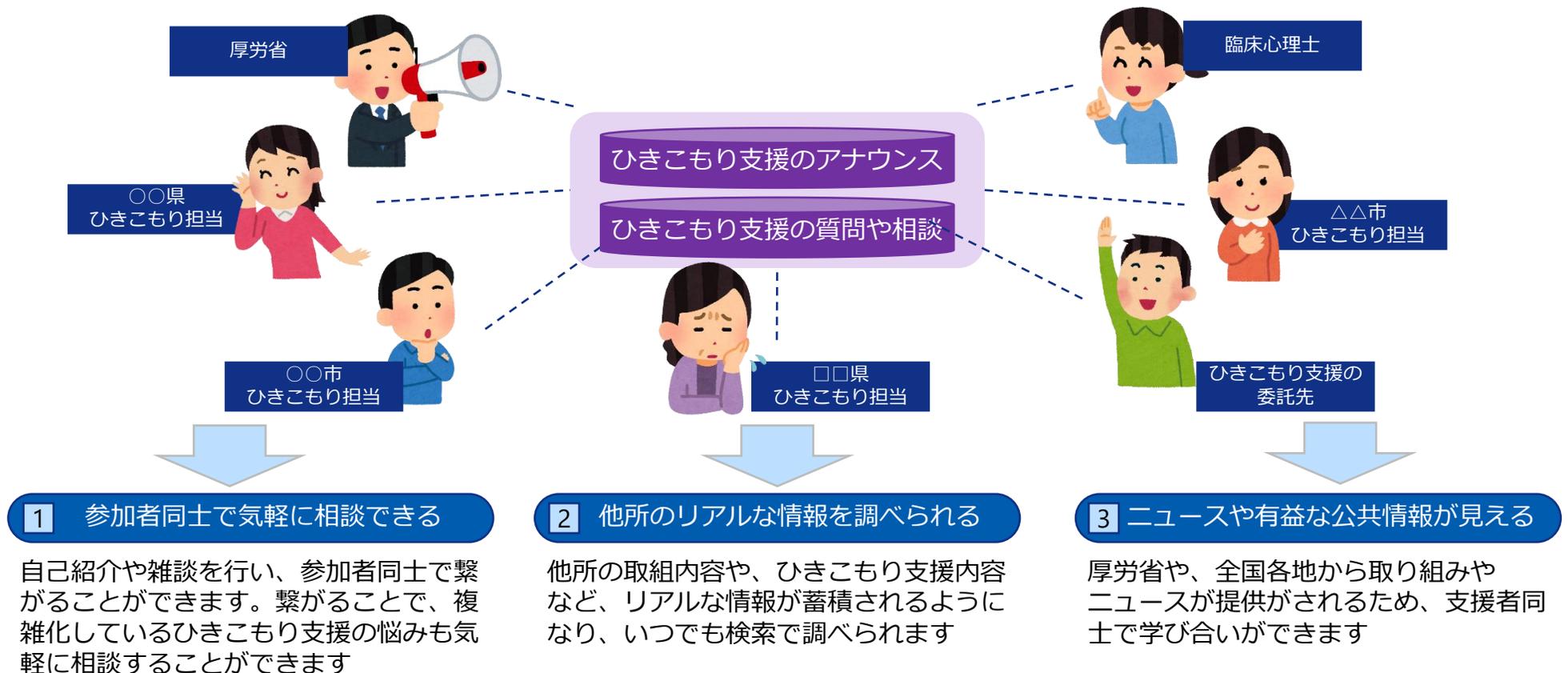
- ・実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



ひきこもり支援コミュニティ（Slackスラック）の概要

ひきこもり支援コミュニティとは

厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士会等の全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。



ひきこもり支援コミュニティの画面

全国のひきこもり支援従事者とオンラインで繋がることが可能です

様々なチャンネルがあり、情報交換、情報収集が可能です

ひきこもり支援コミュニティ

スレッド

下書き&送信済み

外部とのつながり

001-アナウンス

002-誰かに聞きたいこんな事あんな事

003-支援に使えるマル得情報

004-支援対象者からの声を集めました

005-わいわいガヤガヤ-今日の一冊

005-わいわいガヤガヤ-雑談

006-はじめまして自己紹介

007-ひきこもり関連ニュース-rss

008-教えて厚労省

009-slackヘルプ

011-全国精神保健福祉センター長会ひきこもり者支...

012-ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会か...

101-都道府県全体

224-三重県

901-書き込み練習

001-アナウンス 厚労省等からのアナウンスチャンネル

3件のピン留めアイテム 臨床心理士会への依頼 リンク集 イベント案内 +

地域社会に対してひきこもり状態にある方やその家族などの声を伝えることで、ひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり状態にある方やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することを目的とする広報事業「ひきこもりVOICE STATION」

本日は、「ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバン」の開催日及び会場のお知らせします。

| | | |
|-----------|------------|---------------------------|
| 8/31 (土) | : 愛知県名古屋市 | @JPタワー名古屋ホール&カンファレンス |
| 9/7 (土) | : 滋賀県大津市 | @大津市民会館 (小ホール) |
| 9/28 (土) | : 栃木県宇都宮市 | @TKP宇都宮カンファレンスセンター (ホールA) |
| 10/6 (日) | : 山形県山形市 | @大手門パルズ (3階ホール「霞城」) |
| 10/19 (土) | : 山口県山口市 | @KDDI 維新ホール (201大会議室) |
| 11/2 (土) | : 鹿児島県鹿児島市 | @天文館ビジョンホール (6Fホール) |

※各地の企画内容は、随時案内してまいります。

今後は、チラシやSNS、開催地のテレビ局による広報も強化してまいります。

キャラバン会場となる各県の皆様、そして同じ開催ブロックの皆様、企画・周知にご協力をお願いします。

キャラバン6都市バナー.jpeg

ひきこもり経験者とともに、
誰もが生きやすい地域について一緒に話してみませんか？



全国
6都市で
開催!!

8月31日 @ 愛知県名古屋市
9月7日 @ 滋賀県大津市
9月28日 @ 栃木県宇都宮市
10月6日 @ 山形県山形市
10月19日 @ 山口県山口市
11月2日 @ 鹿児島県鹿児島市

「ひきこもり」に関するニュースも自動で配信されます

#007-ひきこもり関連ニュース-RSS では、オンライン上に配信されている「ひきこもり」をキーワードにした最新ニュースが配信され、全国各地の情報が日々収集できます。



The screenshot shows a Slack workspace interface. On the left is a sidebar with navigation options: Home, DM, アクティビティ (Activity), 後で (Later), canvas, and その他 (Other). The main channel is "#007-ひきこもり関連ニュース-rss". The channel header includes the name, a menu icon, and a description: "ネットニュースから、ひきこもり関連ニュースが自動投稿されるチャンネル". Below the header is a "+ 関連ページを追加する" button and a notification bar: "前回の更新: 4分前... 新しいメッセージを読み込む". The main content area displays a news article from "gooニュース" (Google News) titled "ひきこもり支援、本人視点で対応 厚労省、自治体向け初指針" (Mental health support for hikikomori, government issues first guidelines for individuals). The article text states: "ひきこもりの人や家族の支援のため、厚生労働省が自治体向けに初めて策定する指針の骨子が29日、分かった。ひきこもりは生活困窮やいじめ、リストラといった問題から身を守... (103 kB)". Below the text is a photograph of a modern multi-story building, identified as the "厚生労働省" (Ministry of Health, Labour and Welfare).

【令和5年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】

ひきこもり支援にかかる支援マニュアル(仮称)の策定に向けた調査研究事業

事業受託団体：有限責任監査法人トーマツ

【背景】

- 厚生労働省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、支援現場や関係者の指針とされているものは、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があるが、策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針が必要である。

【目的やマニュアルの考え方】

- 都道府県・指定都市・その他市区町村におけるひきこもり対象者への多様な支援について調査を行い、対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、マニュアル（仮称）の骨子をまとめることを目的とする。
- 当事者及び家族に寄り添う相談支援を実施するための指針とするため、支援にあたっての心構えや姿勢（価値や倫理）についても記載する。
- ひきこもり当事者や家族等のおかれた状況は多様であることから、社会的孤立や生きづらさを抱えながらひきこもっている方やその家族を幅広くとらえ支援の対象とすることを記載する。
- 名称については、今後、調査研究のなかでの議論を踏まえ設定する。（マニュアル、手引き、指針等）

検討スケジュール

【検討委員会】

第1回 令和5年8月7日（月）

- ・悉皆調査内容の検討
8月～9月 調査実施
- ・作業部会委員検討

第2回 令和5年12月14日（木）

- ・骨子（案）の検討

第3回 令和6年1月25日（木）

- ・骨子の検討、自治体あて意見照会検討

第4回 令和6年3月14日（木）

- ・マニュアル（仮称）の骨子案の検討、報告書（案）作成

【作業部会】

- 自治体職員等による
作業部会を設置
令和5年10月 第1回
11月 第2回

※調査結果をもとに、必要な支援について検討

- 令和6年1月 第3回
骨子（案）の検討・確認

検討委員会構成

- 石川 良子 (松山大学人文学部社会学科教授)
- ※宇佐美政英 (国立国際医療研究センター国府台病院
児童精神科診療科長)
- ※近藤 直司 (大正大学名誉教授)
- ※斎藤 環 (筑波大学医学医療系社会精神保健学教授)
- ◎長谷川俊雄 (白梅学園大学名誉教授)
- 林 恭子 (一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事)
- 板東 充彦 (跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授)
- 藤岡 清人 (特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり
家族会連合会理事長(共同代表))
- 山崎 正雄 (高知県立精神保健福祉センター
(高知県ひきこもり地域支援センター) 所長
全国精神保健福祉センター長会
ひきこもり者支援検討委員会委員長)
- ◎は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究
メンバー及び研究協力者

ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～骨子

令和5年度社会福祉推進事業 ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業報告書 抜粋

1 はじめに

- ・作成の背景、ひきこもり支援の現状と課題
- ・ひきこもり支援の目指す姿（地域共生社会の実現の視点）
- ・目的、活用方法、ハンドブックの読者などを記載

2 ひきこもり支援における対象者

- ・定義という形式ではなく、「ひきこもり支援における対象者」について、どのような方が想定されるのかを説明する。対象者の中には、関係する機関や連携先といった「支援者」も含むこととした。

3 支援における価値や倫理

- ・当事者及び家族に寄り添う相談支援を実施するための指針とするため、支援における価値やその価値を根拠とした倫理、支援者として求められる姿勢等について記載。

4 支援のポイント

- ・一般的なひきこもり支援の流れを説明したのち、アンケート調査結果をもとにして作成した支援の種類ごとに、支援者の理解を深めるための解説や対応におけるポイントを記載（※いずれも、ひきこもり経験者本人と家族の両側面から、分けて捉える）。
- ・また、支援者のエンパワメントにつながるような切り口で支援者対応について説明するパートも加えることとする。支援対象者がおかれている状況やニーズは多様であること、また、その支援のゴールも多様であることなども示す。

5 事例でみる支援のポイント

- ・代表的な支援ケースを題材として取り上げ、「3 支援における価値や倫理」や「4 支援のポイント」において示した事項について、事例における実際の応用方法を示す。なお、事例は年齢層等も含め幅広く複数事例の掲載を想定。

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて ～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（通知）～

<ひきこもり支援に関する関係府省横断会議>

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に係る府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（10月1日付け構成員連名通知）を自治体あてに発出。

【構成員】主査 こやり厚生労働大臣政務官
構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
内閣府政策統括官（政策調整担当）
消費者庁次長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省人材開発統括官
農林水産省農村振興局長
経済産業省商務・サービス審議官

【開催経過】

- 第1回（令和3年6月29日）ひきこもり支援に関する各府省の取組について
- 第2回（令和3年7月27日）ひきこもり支援の先進的な取組について
（滋賀県・岡山県総社市）
- 第3回（令和3年8月30日）ひきこもり支援の先進的な取組について
（高知県安芸市・大阪府豊中市）
- 第4回（令和3年9月30日）ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知）

【基本的な考え方】

- ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、**多様な支援の選択肢を用意することが重要。**
- そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による**官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。**
- 以下の**留意事項も踏まえ**、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配意の上、**効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。**

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る 市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

(1)教育関係機関との連携

教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築

(2)農業・商工関係機関との連携

農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓

(3)就労支援関係機関との連携

個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配慮し、継続的な支援を実施

(4)子供・若者支援関係機関との連携

子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施

(5)消費者関係機関等との連携

孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化

3

生活困窮者自立支援制度の取組

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はない。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多い。そのため、アウトリーチも行いながら早期に支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。



生活困窮者自立支援制度の体系

R6年度予算：531億円
+ R5年度補正予算：30億円



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

就労準備支援事業

【実績】

- ・622自治体(77%) (R4)
- ・利用4,463件 (R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)

(農作業体験)

(封入作業)

(PC講座)

(就職面接等の講座)



期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について

両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを行った上で、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもり状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。

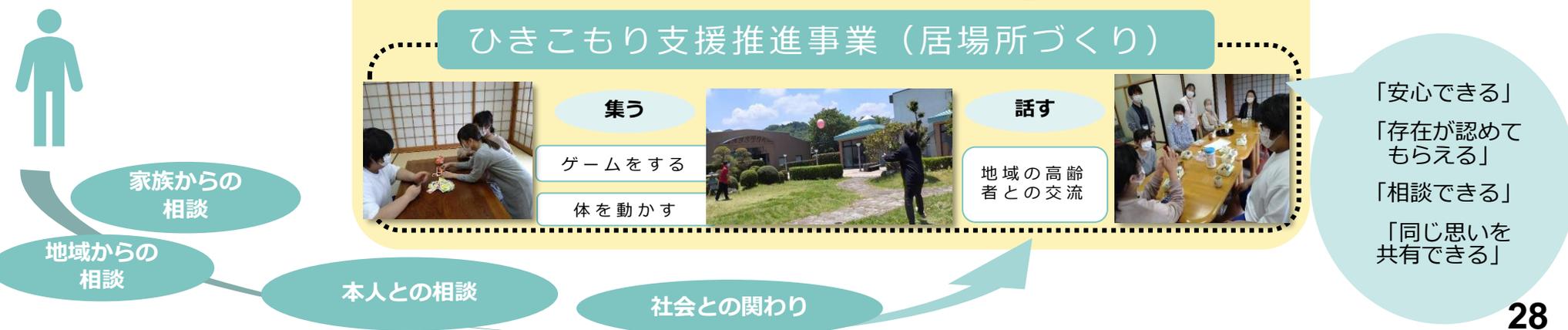
生活困窮者自立支援制度



居場所

ひきこもり支援推進事業（居場所づくり）

ひきこもり支援



4

地域共生社会への取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

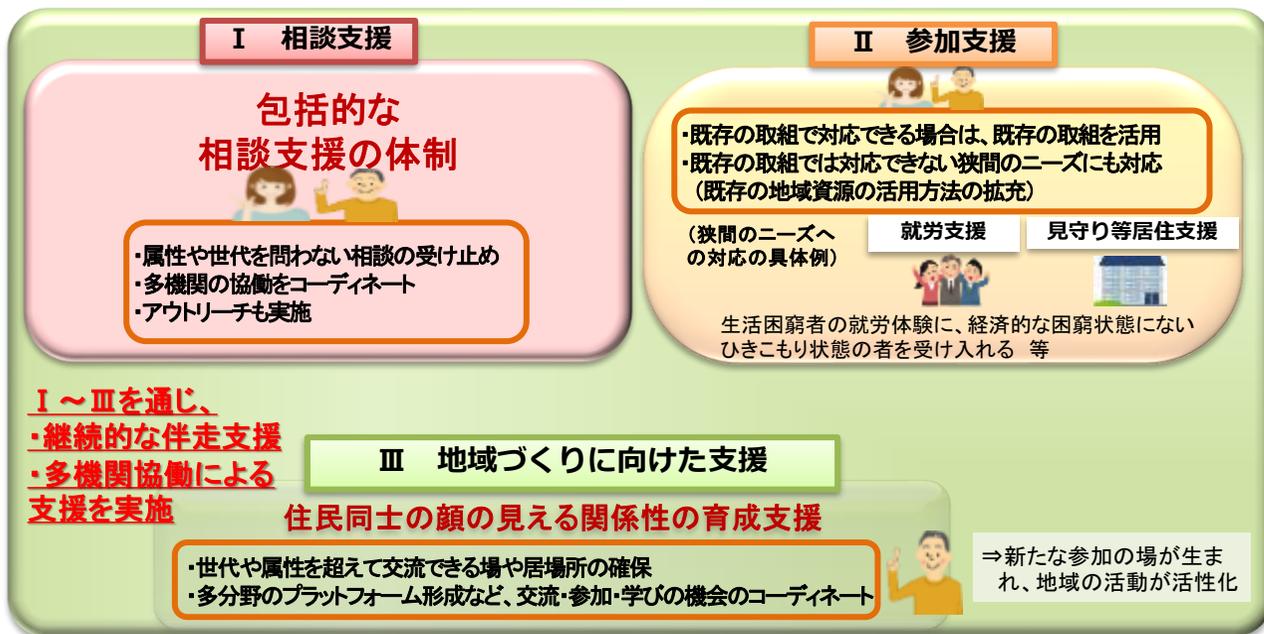
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

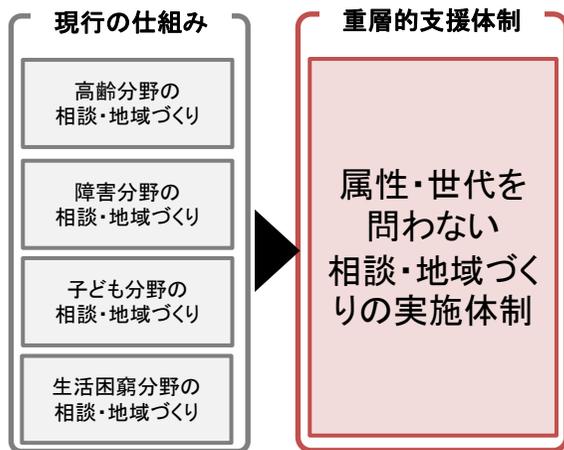
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



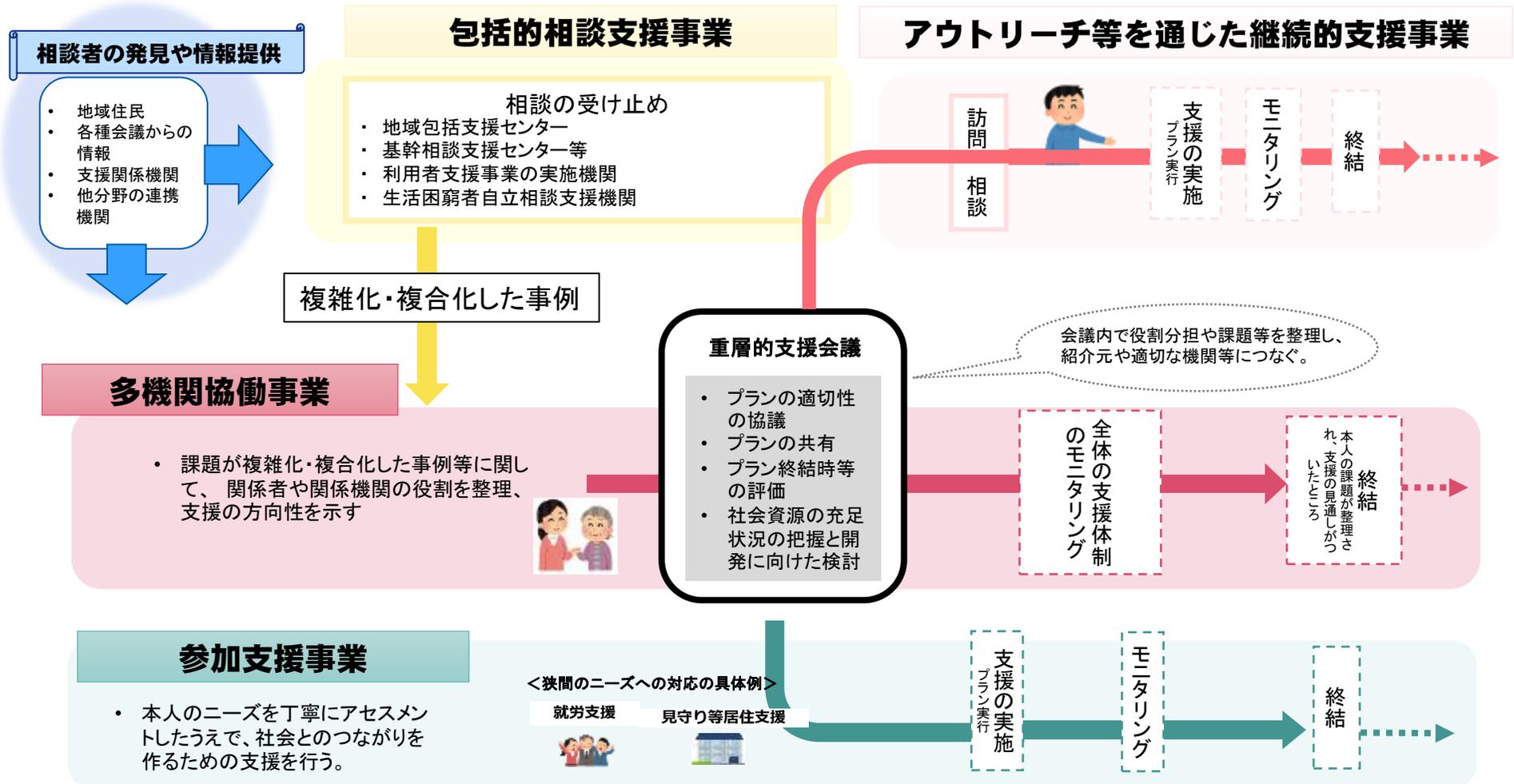
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

【参考資料 1】
市町村における取組例（令和 5 年度作成）

**※その他の市区町村における取組は
厚生労働省HPに掲載してあります。**

市町村におけるひきこもり支援の取組例（北海道札幌市）

当事者会・
家族会支援

居場所「よりどころ」

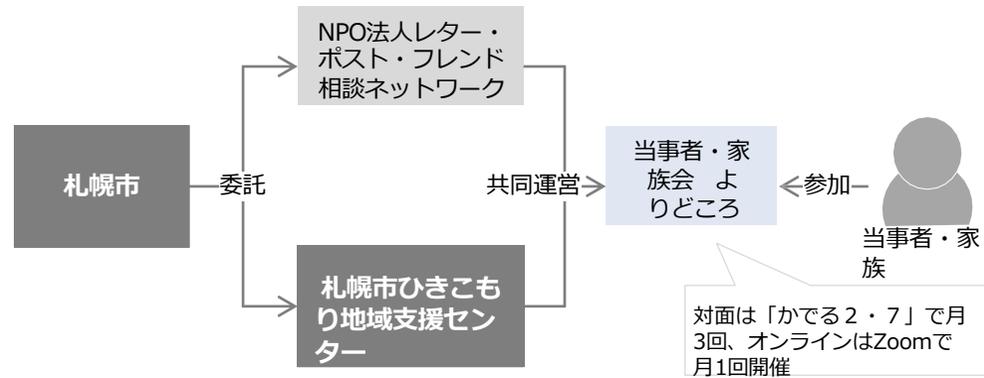
概要

- ひきこもり本人やその家族にとって家庭以外の居場所となり、精神的安定を得られる支え合いの場となることによって、ひきこもり本人等が社会参加に向けて緩やかに動き出すとともに、支援が停滞しているひきこもり本人等が、再度意欲を持てるような場を提供する。
- 「よりどころ」では、ひきこもり当事者とその家族が気軽に集まり、社会参加へのきっかけを提供する「居場所機能」と、相談窓口としての「相談機能」、ピアサポートによって相互に支え合い、学び合う「学習機能」を持っている。
- 専門的な支援にも繋がりがやすくなり、ピアサポートを通じて来所を継続させるエンパワメントが行われ、家族支援から集団支援までのひきこもり支援を段階的に提供している。

取組の工夫

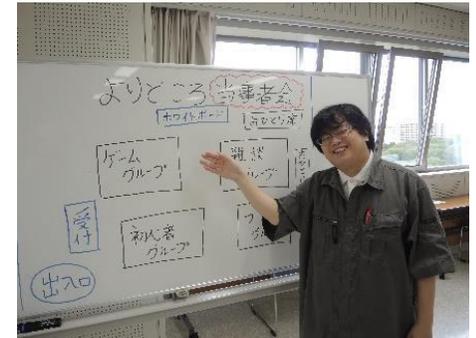
- NPO法人の当事者活動としての「経験的知識」と、ひきこもり地域支援センターがもつ「専門的知識」を結集した新たな「相談機能」「居場所機能」「学習機能」を併せ持つ居場所となっている。
- フラットな関係性を重視し、支援者、ピアスタッフ、ひきこもり当事者・家族の参加者全員が同じ立場であるというポリシーを掲げ、ピアスタッフは名札を着用していない。
- 支援者は参加者として関わりながらも、仲介役として場の雰囲気に参加者全員にとって心地よいものかどうか、その日に扱う話題や小グループに分かれる際のメンバーのマッチングを工夫している。
- 当事者の中で希望がある方、または適任と認められる人にはピアスタッフへの移行をすすめており、これまで3人がピアスタッフとして様々な場面で活躍中である。

体制



基本情報

| | |
|------|------------------------|
| 人口 | 1,973,395人 |
| 面積 | 1,121.3km ² |
| 世帯数 | 969,161世帯 |
| 高齢化率 | 27.9% |



市町村におけるひきこもり支援の取組例（福岡県筑後市）

当事者会・
家族会支援

家族会「サルビアの会」とひきこもり家族相談会

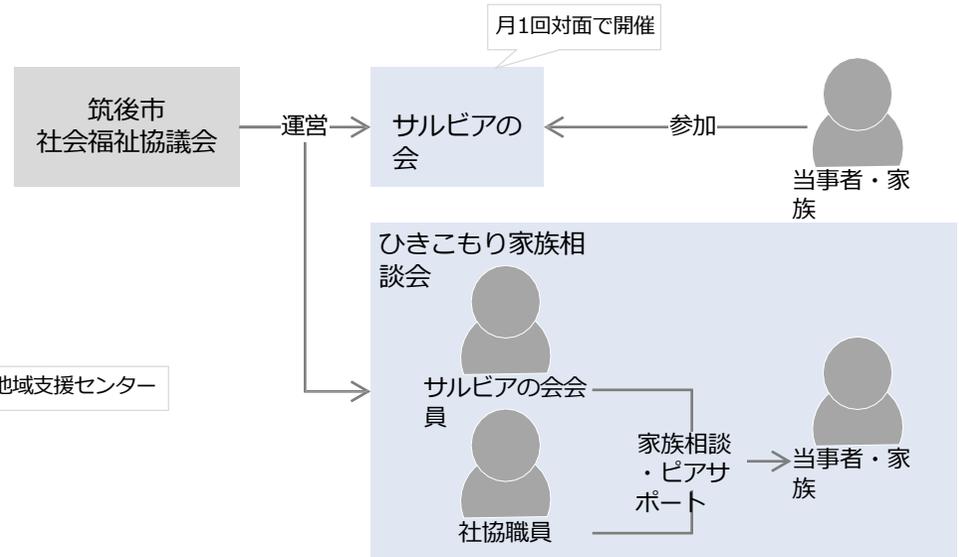
概要

- 「サルビアの会」と筑後市社会福祉協議会（以下、社協）が当事者・家族からの相談を受け、必要に応じて機関の紹介をし、支援に繋げること。
- 月1回の予約制ひきこもり家族相談会で、サルビアの会のメンバーと社協の担当者がピアサポートや支援機関の情報提供を行う。
- 家族会である「サルビアの会」や、地域共助の取組である「もえもんサービス」、コロナ禍でひきこもり当事者が検温業務を行う「検温プロジェクト」（現在は終了）、若者サポーターを養成するための講座として、「若者サポーター養成講座」を実施。

取組の工夫

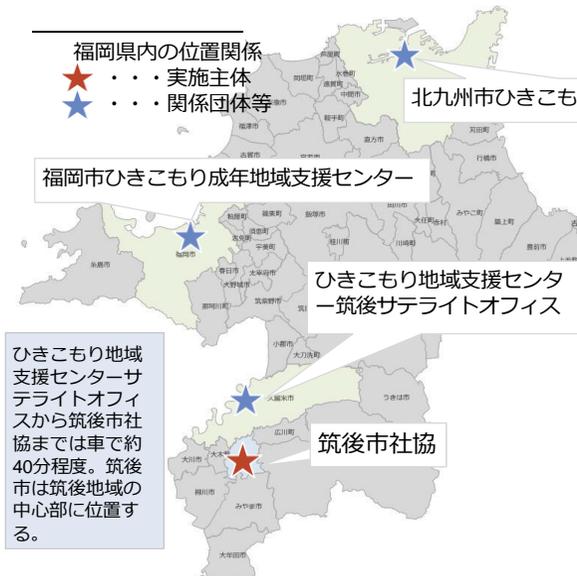
- 家族からの相談を聞くだけで地域における解決策がない状況为了避免、各種サービス整備後の2018年から家族相談会を開始。
- 同じ家族の立場の「サルビアの会」メンバーがピアサポーターとして支援。
- 「サルビアの会」の運営は、慣例化してきたタイミングで「若者サポーター養成講座」などを通じてひきこもり勉強会を提供するなどニーズに合わせた企画を行う。
- サルビアの会はプライバシーに配慮し、市外からの相談を歓迎。地域連携強化で近隣市町との顔の見える関係作りを行う。一方、ひきこもり家族相談会は、市内在住者向けとし、居住地の問題で支援ができないという事態を防いでいる。

体制



基本情報

| | |
|------|---------------------|
| 人口 | 48,827人 |
| 面積 | 41.8km ² |
| 世帯数 | 18,752世帯 |
| 高齢化率 | 27.4% |



ひきこもりサポーター養成事業

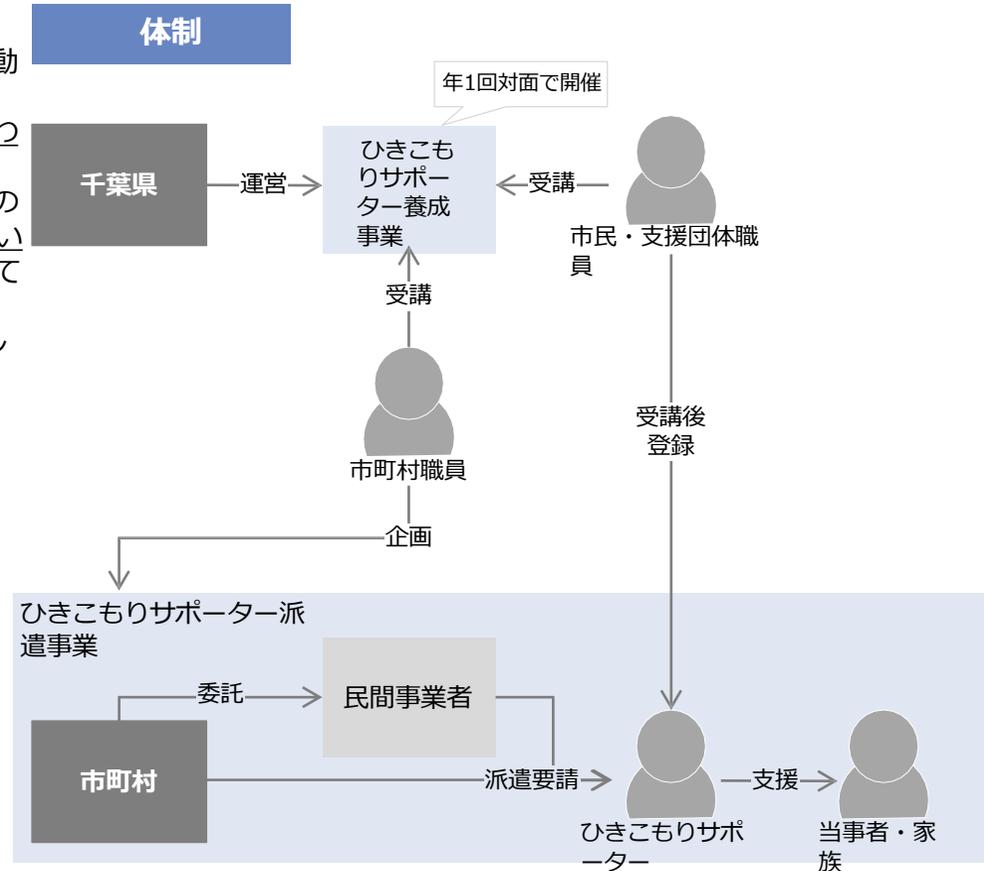
概要

- ひきこもりサポーターとして活動を希望する方の育成・スキルアップのための養成研修の実施、および市町村に対するひきこもりサポーター派遣事業の情報提供。
- 養成研修の受講者は市町村職員、民間企業・団体の支援者、一般県民などを問わず、ひきこもり支援に関心のある千葉県内の在住・在勤者を対象。研修では、電話・訪問を通してひきこもり当事者を支援するための人材を養成する。
- サポーター登録後は、千葉県内の市町村のうち、ひきこもりサポーター派遣事業を実施している市町村で、ひきこもり当事者・家族からの相談や居場所での活動を行う。相談内容は、外出や他者との関わり方等様々である。

取組の工夫

- 行政職員の障害福祉分野の業務範囲は多岐に渡るものの、定期的な人事異動がある。県が主導で研修を継続するための取組として、地域の精神保健福祉に関する人材との繋がりづくりに力を入れ、人事異動により担当者が変わった後も地域との繋がりを保つ工夫を行っている。
- 研修内容は、基礎知識や家族支援に関する講義や家族会の取組、市町村でのサポーター派遣の取組（すでにひきこもりサポーター派遣事業を実施している習志野市、佐倉市からの報告）や、事例検討やグループワークを実施している。
- 研修は、サポーターを希望する者の他、市町村の事業担当者も受講対象としており、県内全域から参加可能とすることで、参加している市町村職員等、同じくひきこもり当事者の支援にあたる者同士の地域間での情報共有を図る場も兼ねている。

体制



基本情報

| | |
|------|------------------------|
| 人口 | 6,284,480人 |
| 面積 | 5,157.6km ² |
| 世帯数 | 2,773,840世帯 |
| 高齢化率 | 27.6% |

千葉県内の位置関係

- ★・・・実施主体
- ★・・・関係団体等



県内各地から、千葉市で開催するひきこもりサポーター養成事業へ参加。

千葉県庁・ひきこもり地域支援センター

都道府県におけるひきこもり支援の取組例（栃木県）

サポーター養成

ひきこもりサポーター養成事業とひきこもり出張相談会

概要

- 各市町村でひきこもり支援を強化するため、ひきこもりサポーター（以下、サポーター）の養成を実施し、登録完了後は県が実施する出張相談に同席。出張相談後も、ひきこもり当事者と家族を継続的に支援すること。
- 栃木県では、栃木県若年者支援機構が運営する「ポラリスとちぎ」が市町村でのひきこもり出張相談を運営。相談員と養成研修を受けたサポーターが協力して支援を提供。2023年11月時点で154人が登録している。
- ひきこもりサポーターはひきこもり当事者と家族への支援、地域でのネットワーク構築を行い、活動報告や3年ごとのフォローアップ研修も求められている。

取組の工夫

- サポーターにとって出張相談への同席は研修後の活躍の場となり、スキルアップに繋がっている。また完全無償のボランティアとしている自治体もあり、予算が不要のため議会承認などを得るプロセスがないため迅速な意思決定が可能。
- 佐野市：県の出張相談日に研修を受けたサポーターが同席。その後、サポーターが家族の相談に乗り困難事例に対応した実績もある。市のサポーターは月1回の家族支援場所を自主的に運営している。
- 那須町：「ポラリスとちぎ」が作成した研修内容とサポーター証を活用しながら、町社会福祉協議会独自のサポーター養成研修を開始。現在は約13名がひきこもりサポーターとして登録。
- 那須塩原市：社会福祉協議会の職員がひきこもり支援に関心を持ち、サポーター養成研修に参加後、不登校ひきこもりの勉強会「おおぞらのいす」を発足。そのことがきっかけとなり、市の出張相談が始まった。

基本情報

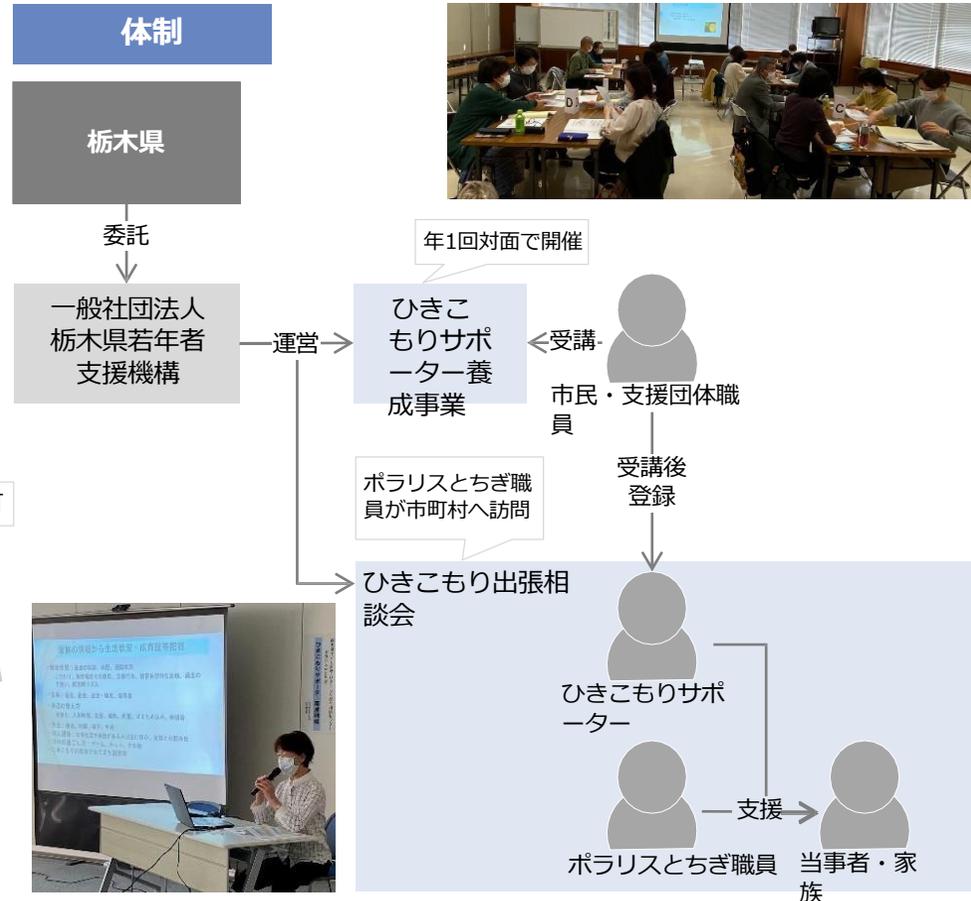
| | |
|------|------------------------|
| 人口 | 1,933,146人 |
| 面積 | 6,408.1km ² |
| 世帯数 | 796,923世帯 |
| 高齢化率 | 29.2% |

栃木県内の位置関係
★・・・実施主体
★・・・関係団体等

一般社団法人
栃木県若年者支援機構
・栃木県ひきこもり地
域支援センター



体制



オンライン居場所

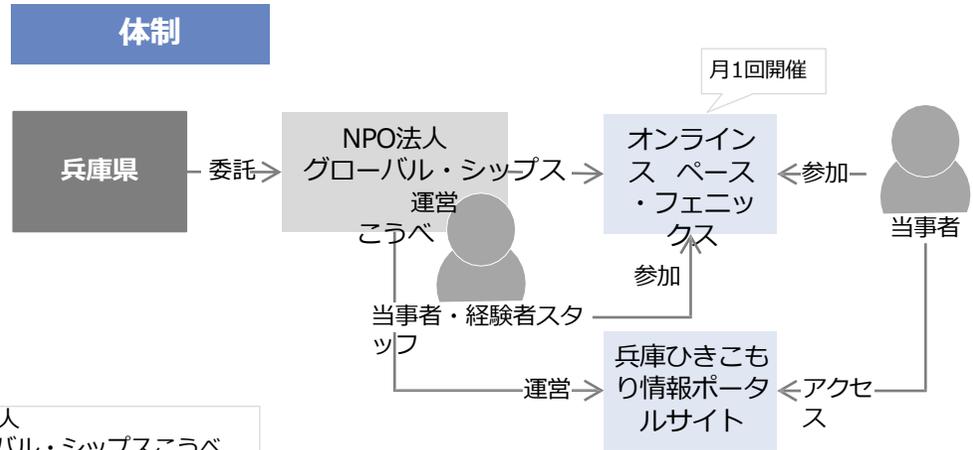
概要

- オンラインスペース・フェニックス（以下、オンライン居場所）は、周囲から孤立しがちなひきこもり当事者が安心して他の当事者と交流したり、オンライン居場所や支援機関、自助会、イベントや情報サイトの情報を得て、ひきこもり当事者が社会と繋がる機会にする。
- 兵庫ひきこもり情報ポータルサイト（以下、ポータルサイト）は、当事者や経験者、家族、支援者やメディア関係者が、ひきこもりに関する情報を得て理解を深めるきっかけとすること。
- オンライン居場所：当事者・経験者が参加者をサポートして、自身の経験を基に同じ目線で対等に接する。週末の午後にzoomとoVice（メタバース）を使用して、フリーのトークテーマで交流。参加するひきこもり当事者が音声のみやアバター等の希望に沿った形で参加が可能。
- ポータルサイト：ひきこもり支援に関する情報をまとめて閲覧することができるサイトの運営を実施。兵庫県内の支援機関や当事者会の情報の他、ひきこもりに関する行政の情報を掲載。

取組の工夫

- 当事者の目線に立った場づくりのためオンライン居場所の参加方法は当事者の状況に合わせて選択可能とし、ポータルサイトでは固定の居場所への参加が難しい当事者向けに単発のイベント情報を掲載。
- オンライン居場所では、使うシステムや当事者以外の参加可否、テーマの有無、ルール、開催時間などを検討し、当事者にとって他者との交流の場になるよう工夫をしている。ポータルサイトでは、掲載内容や項目、情報の取集方法などを他のポータルサイトなども参考に検討した。

体制



基本情報

| | |
|------|------------------------|
| 人口 | 5,465,002人 |
| 面積 | 8,401.0km ² |
| 世帯数 | 2,402,484世帯 |
| 高齢化率 | 29.3% |

兵庫県内の位置関係
 ★・・・実施主体
 ★・・・関係団体等

- オンライン居場所の連携機関
- ほっこり縁側ひろば
 - オンライン居場所いまここ←
 - プラットフォーム0番線
 - クリエイト&コミュニテイ MUSUBI
 - Be with
 - 歩歩ねっと～あなたはひとりではない～
 - 里山ICT能開学校上郡駅前校
 - たんばオンラインネットワーク



ふくおかバーチャルさぽーとROOM

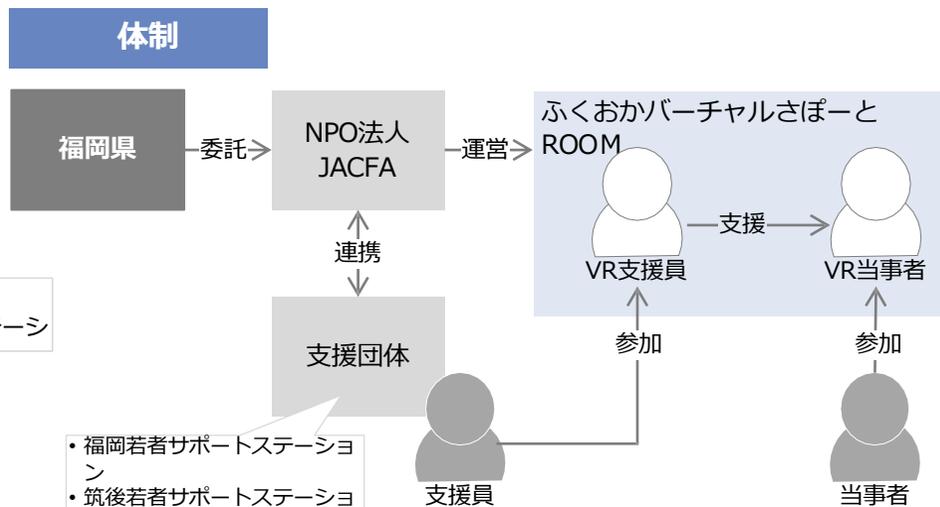
概要

- ひきこもり等の長期無業者を対象に、アバターを活用し、自宅にいながら支援機関につながることで、リアルの世界に踏み出す心理的抵抗感を下げるとともに、バーチャル空間において就労支援を受けることによって、就職に向けより効率的・効果的なステップアップを目指す。
- 専用バーチャル空間へアバターとして入室し、各種支援を受けることができる。バーチャル空間では、居場所、交流会、スキルアッププログラム、就労体験・ジョブトレーニング、個別相談の利用が可能。
- 利用を希望するひきこもり当事者は、導入セミナーに申し込み、アバターの登録方法やバーチャル空間での基本的な操作方法を学ぶことができる。ふくおかバーチャルさぽーとROOMへ登録後にバーチャル空間上の居場所や交流会の利用が可能となり、スキルアッププログラム、就労体験・ジョブトレーニング、個別相談等の就労支援プログラムの利用が可能となる。
- 個別相談への参加を希望する場合は、個別相談に対応している支援機関への登録が必要（支援機関はHP上で随時更新予定）

取組の工夫

- 対面と同水準の支援サービスをバーチャル空間で提供することを目指し、相談者と支援者が対面にならないよう机を配置するなど、実際の相談室と同じようなレイアウト上の工夫を実施。
- バーチャル空間上のコミュニティを育てるために、季節の行事等のイベントを定期的に開催。同じ空間を共有することにより、コミュニケーションが促され、社会体験を得やすくしている。

体制



- 福岡若者サポートステーション
 - 筑後若者サポートステーション
 - 北九州若者サポートステーション
 - 筑豊若者サポートステーション
- （2023年10月時点）

福岡県内の位置関係
 ★・・・実施主体
 ★・・・関係団体等



福岡市ひきこもり成年地域支援センター（よかよかルーム）
 ・福岡若者サポートステーション

筑豊若者サポートステーション

筑後若者サポートステーション

基本情報

| | |
|------|------------------------|
| 人口 | 5,135,214人 |
| 面積 | 4,986.5km ² |
| 世帯数 | 2,323,325世帯 |
| 高齢化率 | 28.1% |



都道府県におけるひきこもり支援の取組例（秋田県）

社会資源活用

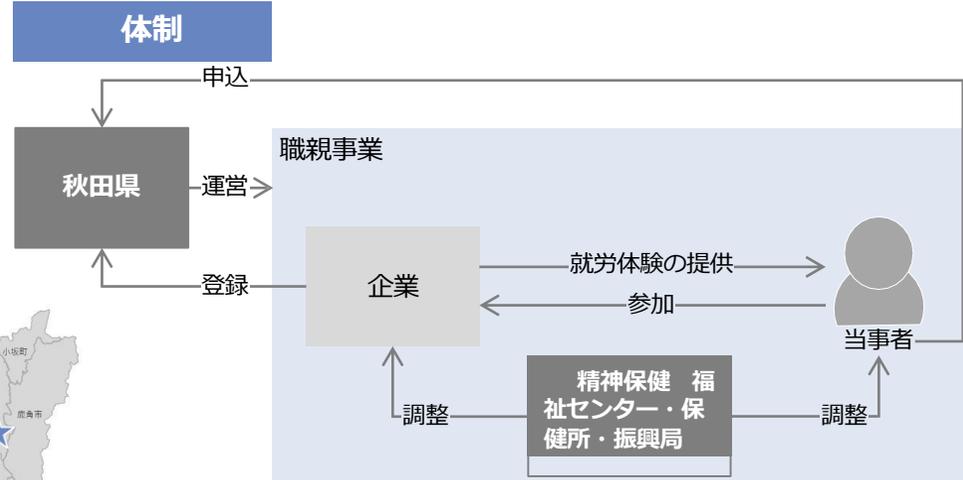
職親事業

概要

- ひきこもり当事者に就労の前段階の体験である、就労体験の機会を提供し、社会適応性の向上、生活リズムの構築等を図り、ひきこもり状態からの回復を進める。
- ひきこもり当事者が社会に参加するきっかけを作るために、就労体験の機会を提供する企業・事業所を県が「職親」として登録し、登録後に就労体験を希望するひきこもり当事者をマッチングし、受け入れを実施する。
- ひきこもり当事者：各地域のひきこもり支援窓口へ相談、事前面談を行ったうえで申し込み手続きをし、マッチングをすると就労体験が可能となる。期間や頻度、作業の内容については職親と相談。就労体験のため、ひきこもり当事者には給与等の支払いはなし。
- 企業・事業所：各地域の窓口へ申込書を提出し、事前訪問調査を受けた後に職親として登録。ひきこもり支援に対する理解があり、本事業の目的に賛同する一般企業や事業所を登録要件としている。県より、就労体験の受け入れ人数1人あたり1500円/日の支払いあり。

取組の工夫

- 受け入れ企業・事業所一覧として掲載しているが、職親を希望する全ての企業・事業所で就労体験が実施されているわけではない。ひきこもり当事者の選択肢を増やすため企業・事業所に丁寧な説明を心掛け協力の継続を呼びかけている。
- CSR活動・地域貢献活動の1つとして魅力を感じ、参画してもらえよう、商工会の繋がりなどを通じて周知や広報を実施し、関係性の構築に努めている。本事業以外の要件で、保健師が個別の企業と関わる際にも周知を行っている。



基本情報

| | |
|------|-------------------------|
| 人口 | 959,502人 |
| 面積 | 11,637.5km ² |
| 世帯数 | 385,187世帯 |
| 高齢化率 | 37.6% |

秋田県内の位置関係

- ★・・・実施主体
- ★体
- ・・・関係団体等

秋田県庁・秋田県精神保健福祉センター



各事業所が企業、当事者のとりまとめを実施。北秋田地域振興局 大館福祉環境部
 北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部
 山本地域振興局 福祉環境部
 秋田地域振興局 福祉環境部
 由利地域振興局 福祉環境部
 仙北地域振興局 福祉環境部
 平鹿地域振興局 福祉環境部
 雄勝地域振興局 福祉環境部

知県) ホームフレンド・家庭教育コーディネーター

社会資源活用

概要

- 家庭教育支援員（以下、ホームフレンド）活動事業：不登校の小・中学生を対象に、大学生のボランティアであるホームフレンドを派遣し、ホームフレンドとの関わりの中で、心の安定、社会的自立、社会との関わり（人と会う、部屋から出るなど小さな一歩）を体験すること。
- 家庭教育相談員設置事業：ひきこもり当事者である小中学生の保護者の支援（家庭教育支援）を行うこと。
- 家庭教育コーディネーターの身分は、あいちの学び推進課の会計年度任用職員であり、不登校などで悩んでいる小中学生とその保護者を対象に家庭訪問・相談活動を実施する。
- ホームフレンドは専門分野への就職を目指す大学生等ボランティア。児童生徒の話し相手・遊び相手として、家庭教育コーディネーターに同行し、家庭訪問を行う。

取組の工夫

- 家庭教育コーディネーターとホームフレンドは固定ペアで児童生徒に関わり、訪問中に関係性を構築する工夫をしている。
- 家庭訪問後には、ホームフレンドは児童生徒との関わり方について、校長経験者である家庭教育コーディネーターとの振り返りの場を設けている。
- 家庭訪問時には、要望に応じて登校への付き添いも行う。家庭教育コーディネーターの学校での勤務経験を活かし、学校を巡回することで不登校児童生徒の情報収集と事業周知を行う。

基本情報

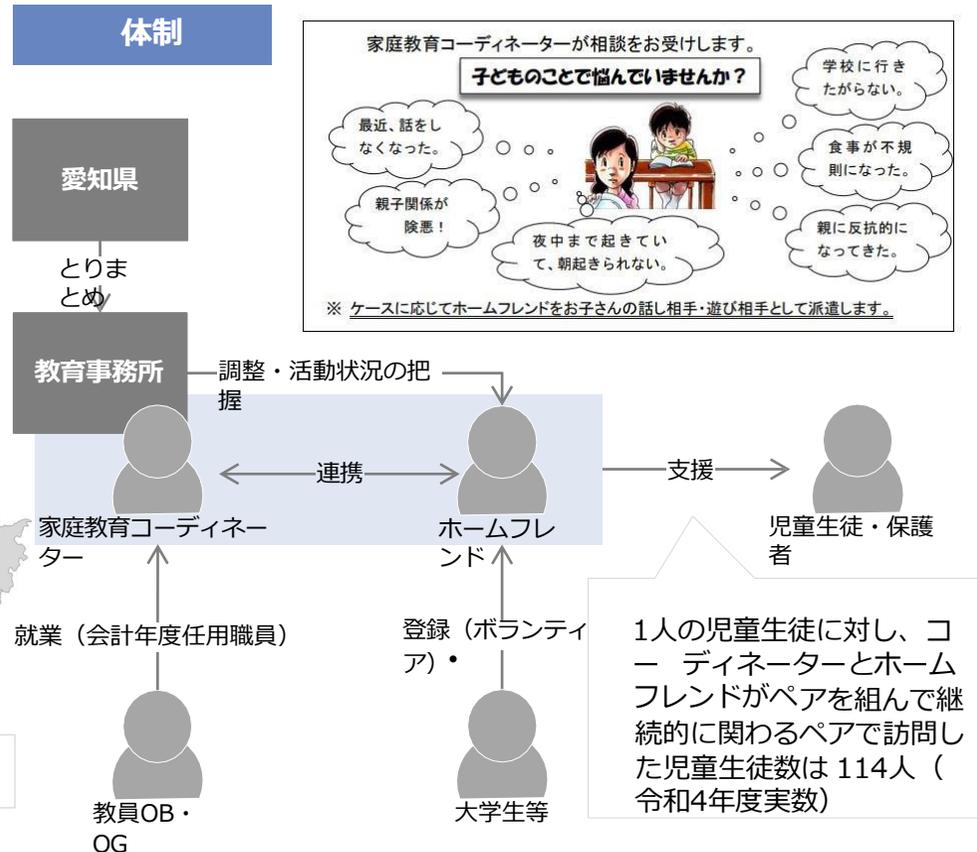
| | |
|------|------------------------|
| 人口 | 7,542,415人 |
| 面積 | 5,173.1km ² |
| 世帯数 | 3,238,301世帯 |
| 高齢化率 | 25.4% |

愛知県内の位置関係

- ★・・・実施主体
- ★・・・関係団体等



体制



尾張、海部、知多、西三河、東三河、新城設案の6つの教育事務所・支所があり、ホームフレンド30名とコーディネーター16名が所属している。(令和5年8月時点)

地域の資源を活用した伴走型の就労支援

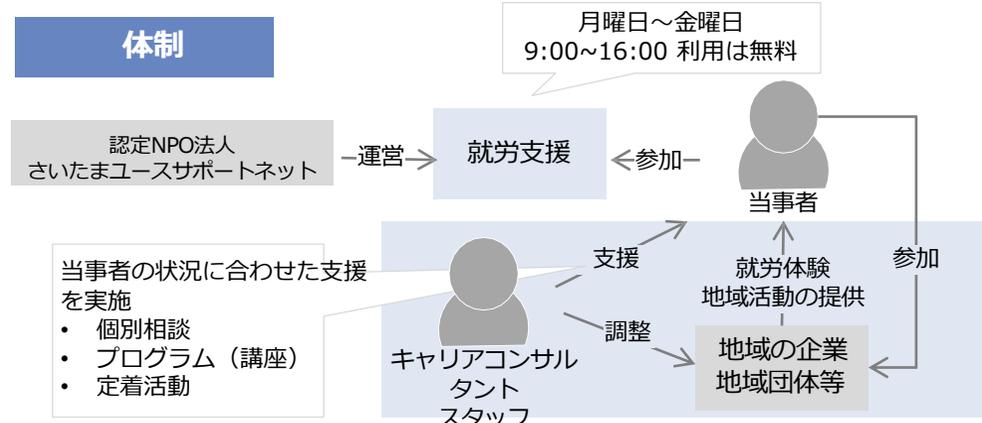
概要

- 若者就労支援の一環として、個別相談、プログラム（講座）の開催、体験活動（地域活動・お仕事体験）、定着支援を行う。
- 個別相談：利用者と家族の相談を対面・電話・オンラインで行う。相談内容は利用者によってさまざまであり、就労に限定しない相談活動を実施する。参加希望者からの問い合わせのあと、初回面談のあとに個別相談が可能となる。本人の興味、希望を引き出しチャレンジしてみたいことを見つけ、その後の交流・体験活動の参加へ繋げることを目的としている。
- プログラム（講座）：先輩利用者の声・企業担当者の話を聞く会、ビジネスマナーに関するプログラムなどを実施している。
- 体験活動（地域活動・お仕事体験）：初回面談と個別相談のあとに①セミナー・利用者間の交流、②企業見学・職場体験、③敷地内や地域での体験活動（例：イベントでの販売体験、会場設営、農作業等の社会活動）、④応募準備・面接練習、などのサポートを提供。
- 定着活動：就労移行支援事業所等の障害福祉サービスにつながる当事者も多いため、いくつかの事業所へ見学の同行をし、適切な事業所を選ぶ上でのサポートを実施している。事業所での活動と並行し来所相談を継続している当事者も複数いる。

取組の工夫

- 地域への正しい知識の普及啓発に向けた働きかけ：2022年度は、家族会や講演会を実施し、身近な家族や地域の方に向けた周知啓発活動を行ってきた。2023年度は、個別の家族相談や、地域イベントに当事者が参加し、活躍する姿を地域の方にも実際に見てもらい、それぞれの若者の様子を知っていただくことを行ってきた。地域の人と若者が一緒にイベントに参加する中で、自然な交流と社会との接点を作っていくことに重点を置いてきた。
- 当事者へ地域と関わることを後押しする働きかけ：単純に一緒に活動することの楽しさを伝えている。スタッフは完璧でない不完全な人間であることも見せつつ、スタッフが楽しそうに活動する。全員一律ではなく、本人の興味がありそうな部分で、ワクワクできることを情報として伝える。

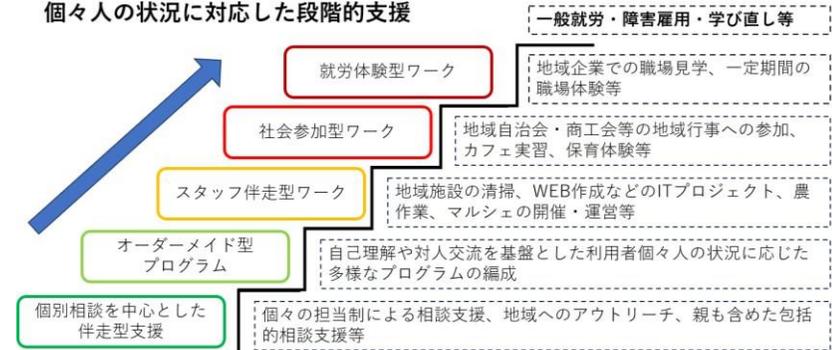
体制



当事者の状況に合わせた支援を実施

- 個別相談
- プログラム（講座）
- 定着活動

個々人の状況に対応した段階的支援



埼玉県内の位置関係

- ★・・・実施主体
- ★・・・関係団体等



基本情報

| | |
|------|------------------------|
| 人口 | 7,344,765人 |
| 面積 | 3,797.8km ² |
| 世帯数 | 3,162,743世帯 |
| 高齢化率 | 27.1% |

**【参考資料 2】
ひきこもり状態にある方や
その家族に対する支援のヒント集**



ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援のヒント

令和2年度厚生労働省委託事業「ひきこもり状態にある方の社会参加に係る調査・研究事業」報告書から抜粋

目的
支援のヒント～本人を中心にした支援や伴走型支援
よく出会う場面でのヒント

- 場面1 ひきこもり状態にある本人につながることの難しさ
- 場面2 本人への支援の継続が難しかった
- 場面3 ご家族から理解や協力を得ることが難しかった
- 場面4 様々な理由から支援を継続することが難しかった
- 場面5 他機関の連携に課題を感じた
- 場面6 支援を担当する者が燃え尽きそうになった



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目的

ひきこもり状態の方やそのご家族に対する支援の選択の幅が広がることの助けになることを目指して作成しました
「支援の型」や「正解」をお示しするものではありません



作成にあたって

令和2年度ひきこもり状態にある方の社会参加に係る事例の調査・研究事業」において実施した行政機関等で支援に携わる方と対象としたアンケート調査の結果をもとに、有識者による検討を経て○**支援の仕組み作りの具体例**○**支援において対応が難しいと感じたり、学びや気づきが多いと感じたりすることが多い場面**を取り上げその場面への対応をヒントにとりまとめた、いわゆる「**ヒント集**」です。

実際の支援場面においては、個々の状況により何が効果的かは異なると思いますが、アイデアや発想を広げるためにご活用ください。

「ひきこもり経験者の社会参加の事例集」も作成 →



企画・検討委員会

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 朝日 雅也 (委員長) | 埼玉県立大学保健医療福祉学部 |
| 伊藤 正俊 | 特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 |
| 上田 正喜 | 堺市こころの健康センター |
| 小野塚敬之 | 十日町市社会福祉協議会 |
| 福井 里江 | 東京学芸大学教育心理学講座 |

詳細は厚生労働省HPへ
ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>ひきこもり支援推進事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index_00005.html

支援のヒント～本人を中心にした支援や伴走型支援～

支援において大切にしていることや、人材育成・引き継ぎ等で工夫していること（ソフト面）

本人を中心にした支援や伴走型支援

- 待つことや、本人が決定すること。
- 安心、安全（本人を脅かさない）であること。
- 本人や家族の話を聞き、当事者の思いを大切にしている。支援者の思いで動くことがないように気をつける。
- 本人に合った関わり方をオーダーメイドで考える。
- 本人が興味関心のあることやしてみたい事を大切にし、外出や食事など可能な限り本人と行う。
- その人にあった目標を考える。



家族へのアプローチに重点を置いた支援

- 本人と一番長くいるご家族をどう支えるか、どう支援するかが大切。家族支援に焦点を当てた方が本人支援につながる。
- 家族からのアセスメントを丁寧に行い、支援をどのように開始するかを家族と一緒に考える。
- 家族は長年抱え込み、迷いながらやっと相談に繋がったという場合も多く、家族の努力や長い歴史を労いながら信頼関係を構築する。
- 本人ができていることに焦点を当て、家族が気が付きにくい小さな変化も共有する。

支援者のエンパワメント、職場内サポートなど

- 職員が支援に行き詰まりを感じるときは、適宜事例検討を行い、支援の振り返りを行う。
- 相談ケースを報告、共有し、困難な事例や対応に苦慮したケースを皆で話し合い、助言しあう。
- 相談員のメンタルが適切に維持されてこそ、当事者・家族の声に耳を傾け、助言ができるため、相談できる体制を作っている。

ピアサポーターの活用

- ピアサポーターとして活動していただくよう働きかけ、体験談を話していただく会の開催や、訪問に行って頂く。
- ピアサポーターに負担がないよう、毎回のサポーター活動の後に振り返りを実施し、今後の活用の参考にさせていただく。



その他、マニュアルやチェックリストの活用、引き継ぎや情報共有も大切

よく出会う場面での対応のヒント

～場面1～ ひきこもり状態にある本人に繋がるのが難しい

- 【具体例】・家族との接点はあるものの、ひきこもり状態の本人が部屋から出ない。訪問を重ねても会えない
・ひきこもり状態にあると聞いているが、どのように支援して良いか分からない

信じて長期的に支援する

- ・親と話す、部屋の前で何でもないこと（天気など）を話すといったことを繰り返し、手紙を差し入れたりしながら訪問を継続し、1～2年がかりで会えるようになった。**外出を促す、気持ちを聞くなど、本人の安全を脅かすような会話はしないほうが良い。**
- ・家庭での暮らしを安心安全なものにし、**家族や支援者が信じて待つ**ことが大切。
- ・1回の訪問で諦めず、電話連絡や定期訪問など家族とのつながりを継続し続ける。



会えない場合は手紙で伝える

- ・手紙のやりとりから出向くようになったケースがある。
- ・本人の興味関心のあるものに関しての手紙を送り、いつでも相談に乗ると**継続して伝え続けた。**
- ・会えなくても、手紙で支援者において知ってもらおう。



詳細は厚生労働省HPへ

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> ひきこもり支援推進事業



最新情報はこちらで確認を！

厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html



↑厚生労働省トップページの検索窓に「ひきこもり」を入れて

ひきこもりVOICE STATION

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>

高橋みなみさんとの対談動画、当事者の声などを掲載



その他Youtubeでは、当事者・経験者による「**VOICE MUSIC**」も配信中

<https://www.youtube.com/@voicestation4467/videos>



ひきこもりVOICE STATION
@voicestation4467 チャンネル登録者数 1290人 47本の動画
今、ひきこもり当事者は、約100万人と言われています。 >

ご清聴ありがとうございました。
今後ともどうぞよろしくお願い致します。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
03-5253-1111 内線2218
chiikifukusi@mhlw.go.jp